

自動車リサイクル法「エアバッグ類運搬・引取り・再資源化業務委託」

応募要項

2022年5月30日

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

1. 委託業務内容

(1) 件名

自動車リサイクル法「エアバッグ類運搬・引取り・再資源化業務委託」

(2) 委託業務内容

委託業務に関する詳細資料は、別途希望者に送付いたしますので、下記 URL（Microsoft Forms）にアクセスいただき、質問内容にご回答ください。

回答後、2 営業日以内に、自再協よりご案内をいたします。

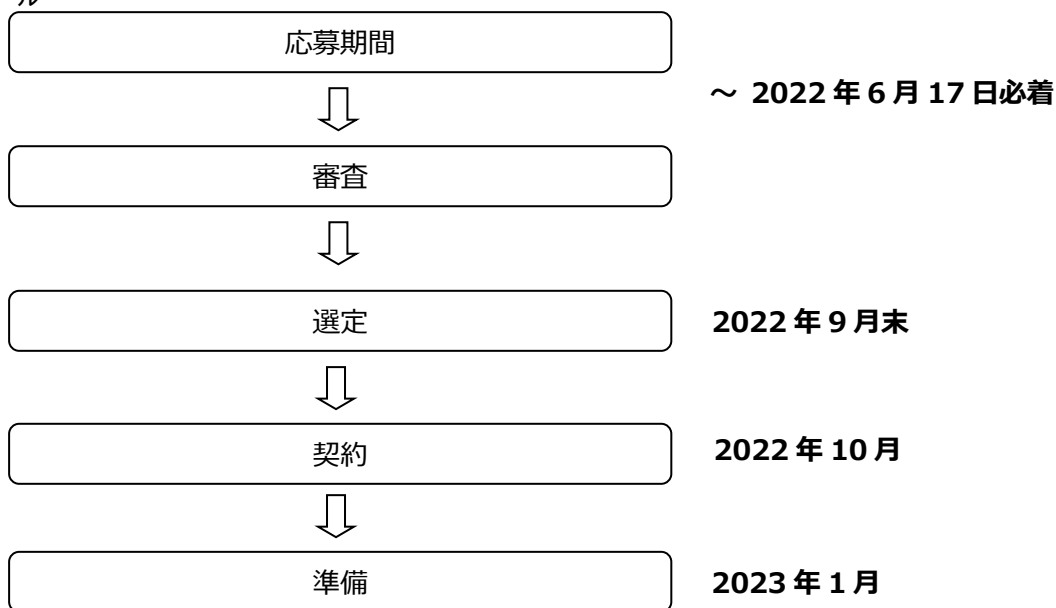
（請求期限は 2022 年 6 月 10 日（金）17:00 まで）

URL : <https://forms.office.com/r/HcvW1h7tjN>

(3) 履行期間

2023 年 4 月 1 日 ～ 2028 年 3 月 31 日まで（5 年間：途中解約不可）

2. 入札スケジュール



3. 応募資格

(1) 一次運搬業者・二次運搬業者

2022 年 6 月 1 日現在、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）第 14 条第 1 項」の規定に基づき許可を取得済み、または取得予定であること。また、エアバッグ類（廃プラスチック・金属くず）の収集運搬が行えること。

(2) 指定引取場所

2022 年 6 月 1 日現在、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）第 14 条第 1 項」の規定に基づき許可を取得済み、または取得予定であること。

(3) 再資源化施設

2022 年 6 月 1 日現在、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）第 14 条第 1 項」の規定に基づき許可を取得済み、または取得予定であること。

※特定施設の場合、設置許可証も併せてご提出ください。

(4) 事業者として産業廃棄物の収集運搬又はエアバッグ類の再資源化処理の実績を有しており、本事業の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有していること。

(5) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア. 関係法令違反等により、直近 5 年以内に行政処分を受けた者
- イ. 会社更生法上の更正手続開始の申立てまたは民事再生法上の再生手続開始の申立てをしている者
- ウ. 成年被後見人、被保佐人もしくは破産者で復権を得ない者
- エ. 暴力団等反社会的勢力もしくはそれに関与している者

4. 基本要件

基本要件確認書（様式 2）に記載の「要件」をすべて満たすこと。

5. 応募方法

(1) 提出書類（下記書類各 1 部を書留郵便で提出）

- ① 競争参加申込用紙（様式 1）
- ② 基本要件確認書（様式 2）及び基本要件確認書内記載の添付書類
- ③ 産業廃棄物収集運搬許可証・産業廃棄物処分業許可証の写し
（有効期間内のもの。申請中の場合は、受理印の押印がある申請書の写しでも可）
- ④ 会社資料
会社概要書（パンフレット等）
事業報告書（直近 3 年分の貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書 を含むもの）

※複数事業所でご応募いただく場合、④の資料については、事業者として 1 部のご提出で構いません。

※金額を提示いただく入札書に関しては、自再協より後日提供・締め切りを提示しますので、別途ご対応をお願いいたします。

(2) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア. 応募資格に欠ける者が提出したもの
- イ. 記載事項に虚偽が含まれるもの
- ウ. 提出書類に不足があるもの

(3) 応募書類の送付先

〒105-0012

東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 16 階

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

業務部 フロン・エアバッグ施設管理グループ 宛

※ FAX・電子メール（添付ファイル）・持参は一切受け付けません。

※ 提出書類は返却いたしません。必要な場合は提出前にあらかじめコピーを取った上でご提出ください。

(4) 応募期間

2022 年 6 月 1 日（水）～2022 年 6 月 17 日（金）必着

(5) 応募書類に用いる言語、通貨、及び単位

日本語・日本国通貨・日本の標準時及び計量法（平成4年法第51号）

(6) 応募に関する問合せ先

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

業務部 施設管理グループ 担当 松崎・青井・高野

メールアドレス：re-ab@jarp.org

応募に関する質問は、2022年6月17日（金）までに応募者自身が電子メール（日本語）にて行うこととします。

※ 電子メール以外の方法や応募者以外の方からの問合せは一切受け付けません。

6. よくあるご質問

Q) 【共通】エアバッグ類は火薬類取締法が適用されますか。

A) エアバッグ類は火薬類取締法の適用除外となります。

※参考 経産省発出の[『火薬類取締法の適用を受けない火工品の指定について』](#)

Q) 【共通】稼働日に制約はありますか。

A) 原則として平日毎日の受入が必要です。

Q) 【共通】複数名体制できないとダメでしょうか。

A) 専任の必要はございませんが、体制自体は複数名体制が必要です。

Q) 【共通】現在、許可申請中ですが応札できますか。

A) 許可取得予定の見込み（エビデンス）がございましたら、応札は可能です。

Q) 【指定引取場所・再資源化施設】作業スペースはありますが、建屋がないとダメでしょうか。

A) 建屋が必要です。

Q) 【指定引取場所・再資源化施設】一時保管能力はいくら必要ですか。

A) 基本要件確認書に記載の通り、物流用具保管場所と認定範囲が必要です。認定範囲は必要に応じて広くとることも可能です。

Q) 【再資源化施設】エアバッグ類の処理実績とありますが、どの程度の実績量があればよいでしょうか。

A) 最低3ヶ月間の処理実績があれば応募資格はございますが、少なくとも事業所所在地都道府県の1年間発生量を処理できないと受託は難しいとお考えください。

Q) 【再資源化施設】必ず指定の特定計量器を購入しなければなりませんか。

A) 基本要件確認書に記載の通り、受入に必要な要件を満たす特定計量器をご用意いただく必要があります。

以上